

第62回

定 時 総 会

質問・要望事項答弁書

北海道行政書士会

質問通告書に対する答弁書

（ 法規監察部 ）

第 1 号議案関係

質問事項	質問者	質問の要旨
P15 及び P16 法規監察部の事業について	札幌支部 菊池 栄 仁 代議員	違反行為の調査等で目に見えない、表に現れない部分で、時間、人員、費用等に不足はないのでしょうか。
（回 答） 法規監察部の事業として行政書士法関連諸法令違反行為等への事前防止策の一環として諸案件に対し、部員 4 名で対応をしております。 違反行為につきましては、各支部の支部長、監察委員からの報告を受け、状況判断をしながら業務調査の必要性のある案件については、調査を実施しております。 案件によっては、時間のかかるものもありますが支部長、監察委員から随時情報を頂きながら進めております。 ご質問の時間、人員、費用等につきましては調査案件の件数にもよりますが、令和 2 年度の事業の中では不足はございませんでした。		

質問通告書に対する答弁書

（ 業 務 部 ）

第 1 号議案関係

質問事項	質問者	質問の要旨
17頁 業務部 5.国際関係部門	札幌支部 所村武彦 代議員	外国人サポートセンターの、相談員候補者の決め方について
（回 答） ご質問の相談員候補者の選定方法ですが、各支部長や申請取次行政書士対応委員会委員、現に国際業務を行っている会員などからの推薦に基づいて、被推薦者の意向を確認の上、外国人サポートセンター運営委員会で行っています。 これは、公益社団法人北海道国際交流・協力総合センター（HIECC）の相談事業における札幌の相談センター及び札幌以外の道内各地で不定期に行われる移動相談会での相談員の人員不足を解消が急務となっているため、主に人員が不足している地域における移動相談会において、相談員に当該相談員候補者を同席させ経験を積んでもらい、同候補者が単独で相談対応ができるようになったと判断されたときは、正式な相談員として名簿に追加することを前提として考えられたものです。 しかし現状では明文の規定が未整備であることなど仕組みとしては脆弱ですので、計画的な相談員増員の観点から、さらなる制度整備を検討するように、次期担当に申し送りさせていただきます。		

質問通告書に対する答弁書

(業 務 部)

第 1 号議案関係

質問事項	質問者	質問の要旨
業務部 6 その他(2) 新春セミナーの参加人数について (P. 18)	小樽支部 福島宏哉 代議員	新春セミナーにはどのくらいの参加者があったか。
(回 答) お陰様でご好評いただきました新春セミナーですが、開始直前までの申し込み者数は56名、その内セミナー中にホスト側で確認できたリモート参加者数は講師を除いて51名でした。また、当日直前にあった理事会の参加者等が大きなスクリーンを設置した会場で視聴しており、その数は32名でした。以上の事から、この度の新春セミナーの参加者は延べ83名ということになります。 なお、途中退席、途中入場、一つの端末での複数人による視聴は確認が困難なため、計算に入れていません。		

質問通告書に対する答弁書

（ 戦略推進部 ）

第 1 号議案関係

質問事項	質問者	質問の要旨
19 頁 戦略推進部 3. 専門委員会等 の活動	札幌支部 所村武彦 代議員	(1) 金融機関等への家族信託に関する事業 提案、融資申請支援について、具体的 な推進状況をお話し下さい。
(回 答) 金融機関等への家族信託に関する事業提案の活動に関しては、令和元年度から戦略推進部の取り組みを開始しております。 まずは、令和元年 9 月 3 日に北海道信用金庫協会（信金）を訪問させていただき、行政書士業務のご紹介と家族信託に関わる業務の中での行政書士の役割についてもご説明させていただきました。 9 月 1 8 日に札幌市内にて開催されました支部長協議会にて、戦略推進部の新たな取り組みである金融機関等への家族信託に関する事業提案について各支部のご協力を依頼しました。 9 月 2 7 日には北海道信用組合協会（信組）を訪問させていただき、信金と同様のお話をさせていただきました。1 0 月 4 日には信組の専務理事会議にて、家族信託に関する説明の機会をいただきました。 令和 2 年 3 月には日本政策金融公庫札幌支店へ表敬訪問を行い、融資申請支援に関する行政書士として可能なご対応等について説明しました。 7 月には「家族信託等金融機関に関する WG」を立ち上げ、金融機関等向けパンフレットの製作に着手しました。完成したパンフレットは信金と信組の他、各支部長及び全会員への配布を行いました。WG では、中央研修所のご協力を得て、令和 3 年 2 月に家族信託に関する研修の VOD 収録を行い、本会 HP にて公開しました。 令和 3 年 3 月末には、「民事信託のすすめ」のパンフレットを発行して、各支部長及び全会員への配布を行いました。今後は、信金と信組等へこのパンフレットを配布すると共に、更に具体的な新規の業務受託開拓を目指します。		

質問通告書に対する答弁書

(ADR センター)

第 1 号議案関係

質問事項	質問者	質問の要旨
行政書士 ADR センターその他 (5)	旭川支部 中家康嗣 代議員	裁判所への調停人候補者任用働きかけ
(回 答) 札幌簡易裁判所管轄の札幌地方裁判所、札幌家庭裁判所をそれぞれ本年 4 月 12 日に予約訪問して簡裁調停委員、家裁調停委員への行政書士会北海道 ADR センター調停人候補者からの任用について依頼を行いました。 特に今回は裁判官出身の会員が北海道行政書士会に入会され当センター活動に理解を得たこともあり、当センターと裁判所の更なる関係強化に努めました。 現在、家裁の調停委員は地元の名士が任用されている事例が多いようですが、既に当センター推薦の 2 名の調停委員が活躍されており、今後も任用が期待されます。		

質問通告書に対する答弁書

(経 理 部)

第 3 号議案関係

質問事項	質問者	質問の要旨
1 頁 1 事業活動収入 3 補助金等収入	札幌支部 所 村 武 彦 代議員	決算額 1,214 千円の算出基準
(回 答) 補助金等収入は全て日行連の補助金であります。 会員の登録取扱交付金として、登録や変更の手続きをした場合等にその件数につき交付されてきます。 登録 1 件 10,000 円、変更登録 1 件 1,000 円等です。 本年は、登録 102 件 1,020,000 円、変更登録 126 件 126,000 円、その他 68,000 円となっております。		

質問通告書に対する答弁書

（ 経 理 部 ）

第 3 号議案関係

質問事項	質問者	質問の要旨
行政書士手帳について(別冊 1 の P9)	小樽支部 間 渕 博 昭 代議員	行政書士手帳の購入希望者は支部で取りまとめているが、支部事務局を申込者・支払代表者としている理由と昨年の申し込み数
(回 答) 行政書士手帳は、本来、全行団から会員が直接購入するものですが、各支部での取りまとめを行っておりますのは、冊数がまとまりますと、送料が無料となることから、会員皆様にメリットがあるとして従前より行ってまいりました。 各支部に強制しているものではなく、各会員が個別で全行団より購入することは問題ございませんので、支部においてご自由に対応して頂ければと思います。 昨年の取りまとめ実績は 7 2 冊、また新入会員にも配布しておりますので、こちらは年間 100 冊程度となっております。		

質問通告書に対する答弁書

（ 経 理 部 ）

第 3 号議案関係

質問事項	質問者	質問の要旨
決算報告書 P8 P16 P17 P18 特定預金支出の 科目について	札幌支部 板垣俊夫 代議員	令和元年度の質問（「積立預金」の表示は「積立金」とすべきではないか）に対する答弁で検討するとのことであったが、その結果を教えてください。
（回 答） 科目については、長い間、従前のまま使用しておりましたが、前回のご指摘を踏まえ全体的な見直しが必要と考えており、新年度中に対応してまいりたいと思います。		

質問通告書に対する答弁書

(ADR センター)

第3号議案関係

質問事項	質問者	質問の要旨
行政書士 ADR センター費	旭川支部 中家康嗣 代議員	1. 予算立て時の調停予想 2. 調停関係以外の執行率の減少の要因 3. 予算執行率 4. 予算組み立て
(回 答) 1. 令和2年度の調停は10件の申込を予定していました。 2. ADR センターの予算執行では、新型コロナの影響もありセンター運営委員会会議費の地方委員ズーム参加での旅費減少、ADR 業界団体会議、研修会の中止、またはズームによる旅費減少、渉外広報の中止等が主たる出費減少の要因です。内訳は以下の通りです。 ADR 調停人報酬：(予算) 430,000 (実績) 0 ADR 関係会議参加費：(予算) 580,000 (実績) 75,000 ADR センター運営委員会会議費：(予算) 535,000 (実績) 375,000 渉外広報活動費：(予算) 100,000 (実績) 0 ADR センター運営諸費：(予算) 720,000 (実績) 294,720 3. 予算執行率は31パーセントでした。 4. ADR センターの活動費は、予算書に即して述べれば、調停委員報酬とセンター運営諸費が調停実施費用に該当し、ADR 関係団体会議費、当センター運営委員会会議費、渉外広報活動費がそれ以外の費用に該当すると言えます。 なお、センター運営諸費には、ADR 申込に関する調停実施に関する相手方応諾への連絡調整、ADR センター規則見直しに関する法務省との協議対応費、各弁護士会との協定締結活動費、裁判所への調停人任用活動費等も含まれます。 なお、ADR 調停に関する活動とそれ以外の費用の費目を分けることは、以上の点からすべてが ADR に関する活動のためしておりません。		

質問通告書に対する答弁書

(会 長)

第 4 号議案関係

質問事項	質問者	質問の要旨
4 1 頁 事業執行基本方針(コロナ無料相談窓口)	札幌支部 横内哲也 代議員	コロナ収束が見えない状況下、コロナ無料相談窓口の設置をどのように考えているのかを知りたい。
(回 答) 令和 2 年度においては、「新型コロナウイルス関連無料電話相談窓口」を設置し、令和 2 年 4 月 21 日～令和 3 年 1 月 15 日（平日の 13 時～16 時）相談業務を実施しました。こちらに関しては、本会 HP による告知や北海道含む官公署へのポスター配布等により周知を行い、125 日間に、持続化給付金の申請方法等の相談 30 件に対応しました。当初は一定の相談があったものの、全体としてみると、相談が全くない日が多く、本会での常設の電話対応窓口としては、1 月 15 日に終了しました。但し、その後不定期にコロナ関連の問い合わせがあった場合には、本会役員もしくは電話相談窓口の相談業務を担当した会員の協力を得て、随時対応することとしています。 今後、新たな政府のコロナ対策の支援制度が創設され、その対象者が広範囲にわたり、多数の相談が寄せられる場合、又は、国・地方自治体・日行連の要請により、相談窓口の設置が求められる場合等には、常設の窓口も検討する必要があると考えています。		

質問通告書に対する答弁書

(会 長)

第 4 号議案関係

質問事項	質問者	質問の要旨
4 1 頁 事業執行基本方針(デジタル化の進展に向けた取組について)	札幌支部 板垣俊夫 代議員	5 月 12 日デジタル改革関連法が成立し、これにより、許認可関連法にも影響が及ぶと推察するが、これに対応するには経産省主導の「gBiz」を取り込み、デジタルトランスフォーメーション化していく必要がある。そうすると行政書士用電子証明書「G-ID」と「gBiz」との兼ね合いはどのようなになるのか、また、「G-ID」が「gBiz」に置き換えられることになるのかを知りたい。
(回 答) 日行連では、デジタル推進本部を立ち上げ、制度調査室と共に、デジタル対応特定預金の積立上限 3 億円と定めて、デジタル庁へ深く切り込む体制をつくりました。また、次期の事業計画には国の DX (デジタルトランスフォーメーション) 化に追随する旨、各分野でうたわれております。ただ現在の G-ID との紐付けは、一切なされておられません。 今後の展開について現在厚労省や農水省の電子申請に使用されている経産省の G-biz、防災や地方自治体との繋がりで使用される総務省の e-Gov はデジタル庁のプラットフォームに統合されると思われますが、行政書士会が使う G-ID の今後について不明瞭ですので、日行連総会にて質問事項としたいと存じます。		

質問通告書に対する答弁書

(会 長)

第 4 号議案関係

質問事項	質問者	質問の要旨
4 1 頁 事業執行基本方針(組織内の電子化について)	札幌支部 橋本奈津子 代議員	行政書士会では、紙媒体による事務・押印見直しがなされていないが、行政事務の電子化が進む中、行政書士会内の届出等につき、早急に電子化を進めるべきと考える。北海道会から日行連に対し、組織内の電子化について、提言する用意はあるのか、執行部の考えを示して頂きたい。
(回 答) ご指摘頂きました通り、行政事務の電子化については、国の DX (「デジタルトランスフォーメーション」：文書や手続きを単に電子化するだけではなく、IT を徹底的に活用することで、手続きを簡単・便利にし、蓄積されたデータを政策立案に役立て、国民と行政、双方の生産性を抜本的に向上すること) 化が進む中、行政書士会としても、より進んだ電子化に対応しなければなりません。日行連の次期の事業計画において国の DX 化に追随する旨がうたわれており、電子化について計画が立てられております。詳細はこれからと思われませんが、本会としても、日行連から情報収取し、DX 化を進めていく必要があります。組織内の事務手続きの DX 化について、日行連に係るものについては、日行連総会にて、その内容を確認し、また、本会に係るものについては、会則その他諸規則及びシステムの整備も含めて、本会にて今後進め方を検討していきます。		

質問通告書に対する答弁書

(経 理 部)

第 4 号議案関係

質問事項	質問者	質問の要旨
総務部 12 行政書士制度 70 周年記念事業の検討(議案 P6)	旭川支部 中 井 薫 代議員	70 周年記念事業支部交付金の各支部への配分、使途および実施期間について
(回 答) 本年 4 月 1 日から前後 2 年間に於いて各支部で開催した記念事業について、式典、記念誌、社会貢献事業等を対象に、固定額として 1 支部 10 万円に、会員割として会員 1 人につき 1,300 円を加算した金額を上限として補助するものです。 会員数は、実施する当該年度の 4 月 1 日を基準とし、1 年以上の長期会費滞納者は除きます。 予算成立後、速やかに各支部へ交付要領を配布いたします。		

質問通告書に対する答弁書

（ 業 務 部 ）

第4号議案関係

質問事項	質問者	質問の要旨
業務部 業務部の取り組みについて	旭川支部 中家康嗣 代議員	民事部門と商事部門を私法部門としてまとめて取り扱うことにした経緯について
（回 答） 業務部ではこれまで、多岐にわたる行政書士の業務に関する日々更新される膨大な情報を、一つの部の限られた人数で効率よく整理して分掌しようと試行錯誤をしてまいりました。その試みの一つとして2年前に、業務企画部から業務部への移行、一部業務の戦略推進部への移管等の改組を機に、行政書士業務の主要な分野を「許認可」「民事」「商事」「国際関係」の4部門に分けて取り組みましたが、それぞれの部門における今年度の事業の比重を総括してみたところ、「許認可」は建設業、運輸（自動車登録関係）が中心、「民事」は相続・遺言・契約等との関連が深い空家・所有者不明土地関連業務がほとんど、商事は若干知財関係の業務があった他は取り扱いなし、「国際関係」は主に相談業務が中心という結果となりました。もちろん、民法や会社法の改正等のタイミングによっては異なった結果となったかもしれません。しかし直近の状況は次年度にも継続的に影響を与える可能性が高いためこれらを踏まえて次年度の部門を見直し、事業計画のとおりとした次第です。 なお、「許認可」「私法」「空家」「国際」の4部門はあくまで運営上、便宜上のものであり、これらを設けたことをもって、これらに含まれないあるいは部門をまたぐ分野（例えばデジタル庁関連の業務等）を疎かにする意図は全くないのと同様、民事と商事、知財も含めた関連業務を私法部門としてまとめたことにそれぞれを軽視する意図は全くないことをご理解いただきたいと思います。逆にそれぞれ関連する部分の多い私法分野（民法とその特別法が中心）を統一的に扱うことにより、部門間の調整等が不要となる等のメリットも期待できると考えます。 さらに、これら部門分けは永続的なものではなく、社会情勢やニーズによって柔軟に変更していく方が組織運営としても理に適っていると考えますので、年度毎に最新の総括を踏まえた再検討をするよう申し送りしたいと思います。		

質問通告書に対する答弁書

(戦略推進部)

第4号議案関係

質問事項	質問者	質問の要旨
51 頁 戦略推進部 4. その他	札幌支部 所村武彦 代議員	(4) SDG s 関連事業とは、前期の活動と今後の活動目標について説明をお願いします。
(回 答) SDG s に関する前期の活動としては、令和2年2月に北海道SDG s 推進ネットワークに登録し、SDG s×北海道交流セミナー2020や北海道SDG s 推進ネットワークとJICA主催の事業へ参加しました。 SDG s のバッジ（裏面に北海道行政書士会の刻印入り）を本会役員及び特別委員会、専門委員会はじめ全会員に配布して、SDG s を通じた本会としての社会貢献活動の周知と活動への会員の意識の醸成を図り、2030年を到達目標とした17の分野に関連した取り組みを会員の皆様にも意識していただき、各人における可能な範囲での環境改善等への取り組みを進めていたくださくお願いをさせていただきました。 また、会報（令和3年度新年号・4月号）へSDG s 関連記事を掲載し会員への情報提供を行い、本会発行のパンフレット等にはSDG s に向けた本会の賛同を明記して本会全体としての取り組みの周知を図りました。 更に2年に亘り検討を重ねた本会としてのSDG s への活動指針である「北海道行政書士会としての進め方」と「2030年における北海道行政書士会のありたい姿」を取り纏めて本年4月に本会HPへの掲載を行いました。 今後の活動目標としては、会員へのSDG s 関連情報の提供や各部にて取り組んでいるSDG s に関する活動の進捗状況の報告を行い、北海道SDG s 推進ネットワークから提案される関連事業への参加協力などについても検討しながら積極的に進めて参ります。既に、北海道フロンティアキッズ育成事業への協賛協力が具体的な形となり、「SDG s ノート」（令和3年4月1日発行：問い合わせ先（北海道環境生活部環境局環境政策課）：道内の事業実施校6校に配布）に環境学習応援隊として本会名が掲載されております。		

質問通告書に対する答弁書

(ADR センター)

第 4 号議案関係

質問事項	質問者	質問の要旨
行政書士 ADR センター費	旭川支部 中家康嗣 代議員	予算増額理由
(回 答) 増額理由 予算増額の内訳は以下の通りです。 ADR 調停人報酬：(R 3 予算) 450,000 (R 2 予算) 430,000 ADR 関係会議参加費：(R 3 予算) 934,000 (R 2 予算) 580,000 ADR センター運営委員会会議費：(R 3 予算) 905,000 (R 2 予算) 535,000 渉外広報活動費：(R 3 予算) 500,000 (R 2 予算) 100,000 ADR センター運営諸費：(R 3 予算) 960,000 (R 2 予算) 720,000 昨年度計画の ADR 調停件数 10 件を想定し予算を組んでおります。 11 月に札幌市市民文化局消費生活課安田聡課長・酒井智美係長の来訪を受け、札幌市が管轄する札幌市消費者センターでの民間賃貸住宅での原状回復・敷金返還での相談件数の多さへの対応や、各弁護士会との協定締結への活動、それに対応して ADR センター規則の見直しによる法務省との協議、新型コロナ対応による非接触型での調停 ODR について実施検証等のため予算増額となりました。		

質問通告書に対する答弁書

(経 理 部)

第 5 号議案関係

質問事項	質問者	質問の要旨
令和 3 年度予算書 (案) について	札幌支部 板 垣 俊 夫 代議員	R3 年度予算書 P2 の総会費が前年度予算の半分となっているが、今回も書面決議によるものとして減額したのか
(回 答) 書面決議を想定したものではなく、前年は釧路開催の予定であったため、札幌開催より、旅費分が増加いたしました。 通常、札幌開催の場合は 4 0 0 万円台、地方開催の場合はその 1.5 倍から 2 倍の予算となっております。		

質問通告書に対する答弁書

(戦略推進部)

第 5 号議案関係

質問事項	質問者	質問の要旨
6 頁 令和 3 年度 収支予算書（案） について	札幌支部 板垣俊夫 代議員	戦略推進部の令和 3 年度収支予算（案）の大幅な増額についての説明 戦略推進活動費 5, 2 0 0 千円のうち戦略推進活動諸費 4, 2 0 0 千円の想定事業についての説明
(回 答) 戦略推進部の令和 2 年度に実施した事業は、コロナ禍の影響があった為当初の予定通りとは参りませんでした。新規業務開拓を目的とする対外的な活動においては、新型コロナウイルス感染症の感染防止に万全を期すことから外部関係者との面談を含む活動等は控えざるを得ませんでした。 よって、実施出来なかった事業に関しての予算は未消化となってしまいました。決算報告において予算額との差異である 2, 6 9 0, 0 2 9 円は不要額ではなく、改めて令和 3 年度に実施する事業の必要経費であります。 現在も北海道には緊急事態宣言が発出されておりますが、今後の状況変化を考慮して安全第一の元、時期を見て積極的な活動に着手して参りますので、何卒ご理解の程お願い申し上げます。 なお、令和 3 年度収支予算（案）においての大幅な予算の増額につきましては、広報部との共同による事業実施への充当分を含んでおります。 定時総会議案 5 1 頁の令和 3 年度の戦略推進部の事業計画（案）の 3 戦略推進的な見地による各部との連携の（2）でお示ししたとおり、今年度は各部との協議の上で共同事業の実施を予定しております。 戦略的な見地から各部との連携によって、費用対効果を高める事業を検討し実施して参ります。今後、広報部以外の各部とも共同事業の実施に向けて協議を進めて参ります。戦略推進活動諸費の約半分は広報部との共同事業の経費であります。		

質問通告書に対する答弁書

(戦略推進部)

第 5 号議案関係

質問事項	質問者	質問の要旨
戦略推進事業費 の増額予算につ いて (別冊 2 の P.7)	小樽支部 福島宏哉 代議員	戦略推進部の令和 2 年度事業報告と令和 3 年 度事業計画案を見比べても、事業内容の違いが 判然としないのですが、令和 3 年度の戦略推進 事業費の予算額が全体として 1 8 5 万円の増 額となっています。 なぜ、そのようになっているのかご教示願いた い。
(回 答) 戦略推進部の令和 2 年度に実施した事業は、コロナ禍の影響があった為 当初の予定通りとは参りませんでした。新規業務開拓を目的とする対外的 な活動においては、新型コロナウイルス感染症の感染防止に万全を期すこと から外部関係者との面談を含む活動等は控えざるを得ませんでした。 定時総会議案 5 1 頁の令和 3 年度の戦略推進部の事業計画 (案) の 3 戦略 推進的な見地による各部との連携の (2) でお示ししたとおり、今年度は各 部との協議の上で共同事業の実施を予定しております。 戦略的な見地から各部との連携によって、費用対効果を高める事業を検討 し実施して参ります。令和 3 年度収支予算 (案) においての大幅な予算の増 額につきましては、広報部との共同による事業実施への充当分を含んでおり ます。 今後、広報部以外の各部とも共同事業の実施に向けて協議を進めて参りま す。		

要望書に対する答弁書

（ 経 理 部 ）

第 4 号議案関係

要望事項	提出者	要望の要旨
助成金について	函館支部 山 口 英 明 代議員	支部広報事業、無料相談等の中止になった場合の助成について
	小樽支部 間 渕 博 昭 代議員	コロナの影響で、広い会場の確保や、スクリーン、プロジェクター等の設備費用もかさみますので、コロナが収束するまでは会場費の上限を上げていただきたい。
	小樽支部 黒 田 隆 之 代議員	広報監察月間について資料ポスター等を郵送で行う際の郵送料を助成金の対象としていただきたい
（回 答） コロナ禍において各支部の皆様もその活動については、大変ご苦労されていることと思います。 各事業も、延期、中止等となり、また大きな会場の確保など、様々な面において予想外の経費増になっておりますことは理解しております。 昨年は、広報事業について、郵送で配布された支部もあり、この状況を鑑み、郵送料も助成対象とした案件もありました。 今後も、各支部において負担増とならないように、各支部の皆様と緊密な連携をとり、柔軟に対応してまいりたいと思っております。		

要望通告書に対する答弁書

（ 広 報 部 ）

第 4 号議案関係

要望事項	要望者	要望の要旨
P46 2 会員への情報提供	小樽支部 黒田隆之 代議員	本会ホームページ掲載のお知らせ（Topics）について、SNS活用した周知を行えないでしょうか。
（回 答） ホームページは能動的に情報を求める方に対してのみの情報提供になります。ただし、ホームページの更新や新着情報が掲載されたことがわかれば、より多くの会員がホームページを確認し情報享受の機会を得れると思います。そのために、SNSの活用など時代に即した方法を検討して参ります。		

要望通告書に対する答弁書

（ 広 報 部 ）

第 4 号議案関係

要望事項	要望者	要望の要旨
P46 1 広報活動計画について	札幌支部 菊池栄仁 代議員	ラジオは、ながらで聴けるので宣伝効果が大きいと思います。HBC だけではなく、STV や FM などにも広報として活用してはどうか。
（回 答） 昨年度、HBC ラジオを活用した広報を行っていたのは、本会ではなく、札幌支部になります。 本会では、HBC のテレビ番組の出演・CM 動画放送を行いました。また、ラジオではエフエム北海道にて、CM 放送や番組紹介で行政書士制度の広報を行いました。過去においては、STV ラジオで CM 放送を行っていたこともあります。 今後も、より効果的な広報活動に努めて参りますので、ご理解・ご協力の程よろしくお願い致します。。		

要望通告書に対する答弁書

（ 業 務 部 ）

第 4 号議案関係

要望事項	要望者	要望の要旨
新春セミナー	札幌支部 横内 哲也 代議員	新春セミナーを令和 4 年度も実施していただきたい
（回 答） 令和 3 年度の新春セミナーへのご感想、誠にありがとうございます。社会情勢の変化への対応としての初めての試みで、途中、若干お見苦しい点もございましたが、お陰様を持ちまして無事完遂することができました。 来年の同時期がどういった状況になっているか想像するしかありませんが、いずれにしましても本年度同様に、また、さらによいセミナー開催を検討するよう申し送りいたします。		

要望書に対する答弁書

(業 務 部)

第4号議案関係

質問事項	質問者	質問の要旨
申請取次研修会について	札幌支部 松山丈史 代議員	申請取次届出済行政書士の更新を失念し、失効した。再度新規の研修受講を希望するものであるが、現在行われている VOD 形式の研修は時間的拘束という意味で厳しいので、簡易な研修を実施していただけないだろうか。
(回 答) 現在申請取次関係研修会（事務研修会・実務研修会）が新型コロナウイルス感染防止の観点からご指摘の通り VOD 形式で行われております。 平時の集合研修の場合受講時間について事務研修会は通常 10:30－17:00 の 6 時間 30 分の拘束時間で、実務研修会は通常 13:00－17:00 の 4 時間 00 分の拘束時間で、いずれも途中休憩を挟みながら執り行われます。一方 VOD 形式による受講時間は、事務研修会約 6 時間、実務研修会約 4 時間の拘束時間で執り行われております。 上記集合研修と VOD 研修を比べてみたところ、拘束時間自体はさほど差異がなく、集合研修には移動に伴う時間的制約がある一方で VOD 研修にはレポート提出に伴う負荷作業があるという違いがあります。 ご質問では、通常の間面よりも VOD の研修内容が時間的拘束面で「かなり厳しい条件」とありましたが、上記比較ではそこまでの差異はないように思えます。 ただ、自動車運転免許においても、失効後の再取得に便宜が図られている制度もあり、申請取次関係研修会においても、失効者にかかる便宜が図られてもよいのではないかというご指摘があった旨、貴重なご意見として連合会にお伝えさせていただきます。		

要望通告書に対する答弁書

（ その他 ）

その他

要望事項	要望者	要望の要旨
行政書士法の改正について	苫小牧支部 齊藤元宣 代議員	第 1 条の 4 及び第 1 条の 5 について、追加案 第 12 条（守秘義務）について変更案
（回 答） 法律系士業の法改正は総務省、内閣法制局との折衝により最短過去 5 年周期で行われてきました。代議員の要望とする「代理申請した書面調査に対する立会権」等に対して改正要請として理解いたしました。 本会法規監察部の部会案とし、それを本会常任理事会に上程し、本会理事会に諮り、更にそれを本会として日行連に提案するかの是非を諮るという運びを以て日行連へ送致いたします。こちらから条文を作成して持ち込むと手続きはあり得ないので恐縮ですが、要旨を作成し日行連法改正推進本部内で顧問弁護士、行政法に精通した法学者にて検討され、改正の可能性が示唆された場合、条文作成作業に入り、各政党の行政書士制度議員推進連盟へ提出し、同時に総務省自治行政局、続いて内閣法制局で法令としての添削を受けて、各政党の総務会へまわり合意ができて（全政党の）、やっと改正案としての条文が完成します。長い道のりですが、まずは本会としての検討を行います。		

要望通告書に対する答弁書

（ その他 ）

その他

要望事項	要望者	要望の要旨
該当ページ無し 職務上請求の電子化について	小樽支部 秦健一郎 代議員	戸籍法第10条の2関係で弁護士会、司法書士会、土地家屋調査士会、税理士会、社会保険労務士会、弁理士会、海事代理士会及び行政書士会が協力し、職務上請求を電子化することを要望します。次世代の行政書士を始めとする士業のために議論するメリットや実効性はあると思います。
（回 答） 職務上請求書の電子化については、過去においては検討がなされたこともありましたが、法令やシステム等の壁に阻まれ、残念ながら実現に至らなかった経緯があります。 しかし、ご要望の要旨にあるとおり、職務上請求は持参又は郵送で行い、そのやり取りに多くの時間を費やし、業務上非効率であること等多くの不都合が存在することは否めませんから、職務上請求書の電子化が実現すれば、これらの解消に繋がると思われますので、日行連への働きかけを検討したいと思いをします。 ただし、この案件は、各士業間や各省庁間との意見調整、戸籍法改正、システム開発等の多くの壁があり、すぐさま結論が出るものではありませんので、この点につきご了承頂きたいと思いをします。		